

(2)

箕面栗生第二住宅管理組合 共同生活の秩序維持に関する協定

(遵守事項)

第1条 箕面栗生第二住宅管理組合は、団地内の共同生活の円滑な運営と福祉の増進を図り、もって良好な居住環境を維持するため、住宅の所有者及び居住者が日常生活において守るべき事項を次のとおり定める。

- 一 小鳥及び観賞用魚類以外は飼育しないこと。
- 二 バルコニーの手摺りに植物等を置かないこと。
- 三 バルコニーに土砂を搬入して花壇等を造らないこと。
- 四 バルコニーの外壁面より外部に洗濯物を干さないこと。
- 五 バルコニーで洗濯をしないこと。
- 六 共用の場に私物を置かないこと。
- 七 塵芥の投棄方法及び投棄区分を守ること。
- 八 共有物を破損汚損しないこと。
- 九 共用水栓を洗車等の私事に使用しないこと。
- 十 その他近隣の迷惑となるような言動をしないこと。

(協定の改廃)

第2条 この協定の改廃は、管理組合総会の決議により行う。

〔附 則〕

1. 昭和50年(1975)3月28日施行